

令和6・7年度本庄市小規模修繕契約希望者登録の手引き（新規・更新用）

1 目的

本庄市が発注する小規模な修繕工事契約のうち、入札参加資格審査申請のない方でも契約することができる「少額（50万円以下）で内容が軽易な契約」を希望する方の登録制度です。業者選定等に積極的な活用をすることによって、市内業者の受注拡大と市内地域経済の活性化を図ります。

2 登録できる方

本庄市内に主たる事業所（本店）又は住所を置く方（適法の範囲で、希望業種、建設業許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。）

※ただし、次のいずれかに該当する方は登録することができません。

- ① 本庄市内に主たる事業所（本店）がない又は住所を有していない方
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する方（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しません。）
- ③ 本庄市建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録された方
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格又は許可等を有しない方
- ⑤ 市税に滞納がある方

3 登録名簿への登載

この登録申請をした方は、「本庄市小規模修繕契約希望者登録名簿」（以下「登録名簿」という。）に登載され、本庄市が発注する小規模な契約の際に業者選定の対象となります。ただし、選定や契約を約束するものではありません。

4 申請・有効期間

受付期間 令和6年3月1日（金）～令和6年3月15日（金）（土、日、祝日を除く。）午前9時～正午、午後1時～5時

※上記期間を経過した場合でも、令和6年4月1日より随時受付を行います。（土、日、祝日を除く。）

受付場所 本庄市役所財政課（市役所3階）

申請方法 申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付して上記受付場所へ持参してください。（郵送での受付は行いません。）

【提出書類一覧】

「○」：提出必須書類／「△」該当する場合に提出が必要／「－」提出不要書類

| No. | 書類名 | 法人 | 個人 | 適用 |
|-----|--|----|----|---|
| 1 | 小規模修繕契約希望者登録申請書 | ○ | ○ | 『申請書記載例』を参照し、記載してください。 |
| 2 | 許可書等の写し | △ | △ | ・登録を希望する業種を履行するために必要とするもので、申請日現在有効なもの（許可・登録・免許等） |
| 3 | 市税に滞納がない証明書 （発行日が申請日前3か月以内のもの、コピー不可） | ○ | ○ | ・課税課（市役所1階）、市民福祉課（アスピアこだま内）にて発行しています。 |
| 4 | 法人事業者の代表個人の市税に滞納がない証明書 （発行日が申請日前3か月以内のもの、コピー不可） | ○ | － | ・課税課（市役所1階）、市民福祉課（アスピアこだま内）にて発行しています。 ・代表者が市外に住所を有している場合は不要です。 |

有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日までとし、その後2年ごとに改めて申請により、登録を行います。ただし、有効期間の間に入札参加資格審査申請（建設工事）を提出した場合は、登録は取り消されます。

5 契約者の選定方法

見積りに選定された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争により、最も低価な見積書を提出した方と契約することになります。

なお、見積りに選定されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は連絡（電話でも可）をお願いいたします。

6 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って契約します。この場合の契約保証金は、原則として免除します。なお、契約締結後は辞退できません。

7 下請け等の禁止

契約の履行は、本庄市契約規則、本庄市建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、丸投げ等の一括下請負はできませんので、希望業

種の範囲は、自ら施工できる業種を記載してください。

8 請負代金支払時期

請負代金の支払いは、工事完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けてから30日以内です。

9 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合は、登録を取り消します。

10 登録名簿の公開

この登録名簿は、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご承認の上申請してください。

11 登録事項の変更等

登録内容に変更があった場合は、本庄市小規模修繕契約希望者登録事項変更届を遅滞なく提出してください。

※業種を追加する場合、その業務について許可、免許、登録等が必要な場合にはその許可書等の写しを添付してください。

※申請時に提出した許可書等を更新又は変更した場合には、その写しを提出してください。

【申請書の書き方】

1 「住所又は所在地」は、事業所の所在地としてください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記入してください。

2 「商号又は名称」については、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人の場合は、通常使用している名称がある場合は、それを記入してください。

3 「代表者職、氏名」について、「職」は、法人の場合は商号登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業者の場合は「代表者」と記入してください。

4 「使用印鑑」については、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印（登録印）を、個人事業者の場合は、原則として実印としますが、それ以外の印鑑を使用する場合、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。

5 「希望業種」については、5業種以内とし、下記、希望業種一覧表から選択し、申請書中「登録希望業種番号」欄に数字を記入してください。また、より細分化した業務の内容を登録したい場合には、申請書中「主な業務の内訳」欄に記載してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、登録等を必要とする場合は、種類、名称等を記入し、その写しを添付してください。許可、免許、登録等を受けていなければ申請できません。

* 希望業種一覧表

| 番号 | | 番号 | | 番号 | |
|----|----------|----|-----------|----|-----------|
| 1 | 足場工事 | 2 | 屋外広告塔工事 | 3 | 外壁吹付工事 |
| 4 | 家具工事 | 5 | 火災報知器設備工事 | 6 | ガス配管工事 |
| 7 | 壁紙貼付工事 | 8 | ガラス工事 | 9 | 建築板金工事 |
| 10 | 構内電気設備工事 | 11 | 左官工事 | 12 | サッシ取付工事 |
| 13 | 照明設備工事 | 14 | 水洗便所工事 | 15 | 水道設備工事 |
| 16 | 造園工事 | 17 | 大工工事 | 18 | タイル貼り工事 |
| 19 | 畳製造工事 | 20 | 建具取付工事 | 21 | 塗装工事 |
| 22 | 土留工事 | 23 | 内装仕上げ工事 | 24 | ネットフェンス工事 |
| 25 | ふすま工事 | 26 | ブロック積工事 | 27 | 防水工事 |
| 28 | 門扉取付工事 | 29 | 冷暖房設備工事 | 30 | 路面表示工事 |
| 31 | 鋼構造物工事 | 32 | 建築工事 | 33 | 遊具工事 |
| 34 | その他工事 | | | | |

この制度について、不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所 企画財政部財政課契約検査係

TEL0495-25-1165（直通）